

入院期間 180 日超えに関する基準 (選定療養) について

入院期間が（入院日より前 3 か月の間に同一の傷病で当院または他の医療機関に入院していた期間を含む）180 日を超えた場合は、入院基本料の 15%が保険外併用療養費『選定療養費（保険外）』として自己負担となります。当院では、ご入院期間が 180 日を超えた日より、以下の金額が患者様負担となりますのでよろしくお願ひします。（一般病棟のみ）

一般病棟基本料（特定入院基本料）・・・一日につき 910 円
(税込 1,001 円)

また、疾病の状態によっては該当しない場合もありますので、対象の方には別途ご連絡いたします。

※これらは国の医療政策によるものであって、当院の収入が増加するものではありません。